

事業番号	事務事業名	福祉用具・住宅改修支援事業費	所管課名	保健福祉課	令和 2 年度課長名	水島 剛
24191	政策名	1	こころあたたかい福祉の里づくり	係名	介護保険係	担当者・シート作成者
	施策名	14	高齢者福祉の推進	根拠法令等	介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 鏡野町介護保険住宅改修事業実施要綱(平成17年鏡野町告示第46号)	

1. 事務事業の概要

①事業期間	②今年度の事業内容(具体的な内容、事務概要等を簡潔に記載する)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( 年度 ~ 年度 ) <input type="checkbox"/> 単年度のみ	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護(予防)住宅改修の支給対象となる住宅改修について、十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない要介護認定者等に対し、住宅改修の支給申請に係る理由書を作成した場合に、住宅改修支援事業として1件当たり2,000円を手数料として支払う。	「介護予防・生活支援事業の実施について」の一部改正について(平成12年12月18日老発第833号厚生省老人保健福祉局長通知)による。合併前の旧鏡野町では、鏡野町介護保険住宅改修事業実施要綱(平成13年3月30日訓令第10号)により実施していた。

2. 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

①対象(誰、何を対象にしているのか)	④対象指標	単位	区分	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
ア 65歳以上の高齢者	ア 65歳以上の町民人口	人	見込 実績	4,750 4,740	4,750 4,747	4,694 4,757	4,788	4,720
イ	イ		見込 実績					
ウ	ウ		見込 実績					

②意図(対象をどのような状態にしたいのか)	⑤成果指標(意図の達成度)	単位	区分	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
ア 住み慣れた自宅で安心して生活を継続する	ア 住宅改修支援事業対象者数	人	目標 実績 達成率	10 10 100.0%	10 10 100.0%	10 10 100.0%	10	10
イ	イ		目標 実績 達成率					
ウ	ウ		目標 実績 達成率					

③主な活動内容	⑥活動指標	単位	区分	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
ア 住宅改修理由書作成手数料の支払	ア 住宅改修理由書作成手数料の支払件数	件	目標 実績 達成率	10 10 100.0%	10 10 100.0%	10 10 100.0%	10	10
イ	イ		目標 実績 達成率					
ウ	ウ		目標 実績 達成率					

3. 事務事業の予算・コスト概要

予算科目	会計 24		款 05		項 02		目 05		大事業		中事業		予算上の事業名		事業番号
	介護保険特別会計(保険事業助定)		地域支援事業費		包括的支援事業・任意事業費		任意事業費		04	01	福祉用具・住宅改修支援事業費		24191		
予算(千円)	30年度実績	1年度実績	2年度実績	3年度見込	4年度見込	前年比	決算(千円)	30年度実績	1年度実績	2年度実績	3年度見込	4年度見込	前年比		
国庫支出金	17	17	17	17	17		国庫支出金	11	5	8	17	17	2		
県支出金	9	8	8	8	8		県支出金	3	3	4	8	8	1		
町債							町債								
その他特財	9	8	8	8	8		その他特財	3	3	4	8	8	1		
一般財源	9	10	10	10	10		一般財源	3	3	5	10	10	1		
合計	44	44	44	44	44		合計(A)	20	14	20	44	44	6		
財源名称	国:地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)			従事正職員人数				1	1	1	1	1			
	県:地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)			延べ業務事務時間				1	1	1	1	1			
	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)			人件費計(千円)(B)				3	4	3	3	3	-0		
	最終予算額		44千円	予算執行率		45.4%	トータルコスト(A+B)		23	18	23	47	47	6	
主な支出事業内容(予算)	手数料			44千円			主な支出事業内容(決算)	手数料			20千円				

事業番号	24191	事務事業名	福祉用具・住宅改修支援事業費	所管課名	保健福祉課
------	-------	-------	----------------	------	-------

4. 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?
特になし
② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯
特になし
③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか?
特になし

5. 事業評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は町の政策体系に結びついているか? 意図することが結果に結びついているか?)		
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている	理由 説明	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請における理由書作成に係る経費を助成する事業であり、高齢者福祉の推進に結びついている。
	② 町が関与する妥当性(この事業は町が行わなければならないものか? 税金を投入して行うべき事業か? 住民や地域民間等に任せることはできないか?)		
有効性 評価	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	理由 説明	介護保険法に規定されている地域支援事業の任意事業であり、町が保険者として高齢者福祉の推進のために実施するものである。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地はないか?)		
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である	理由 説明	介護保険法に規定されている地域支援事業であり、対象と意図を見直す余地はなく、妥当である。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか? 成果を向上させる有効な手段はないか? 何が原因で成果が向上しないのか?)		
	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 目標水準に達している	理由 説明	要介護認定者等それぞれのその時点での状態にあった住宅改修を行っているため、これ以上の成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は? 目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか?)		
公平性 評価	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある	理由 説明	住宅改修のみを希望している要介護認定者等に対して、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者の届出を行い対応していくこととなり、1件当たりの事業費が高くなる。
	⑥ 方法・手段の改善余地(やり方等を改善して成果をより向上させることはできないか?)		
	<input type="checkbox"/> 改善余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善余地がない	理由 説明	方法、手段は適正であり、改善余地はない。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか?)		
	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	理由 説明	住宅改修理由書作成手数料については、国が以前示した単価で助成しており、本事業を実施している全国の自治体が共通して採用しているため、削減の余地はない。
公平性 評価	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか?)		
	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	理由 説明	業務時間は、必要最小限であり、削減の余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか? 受益者負担は公平・公正となっているか?)		
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である	理由 説明	対象者は、居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない全ての要介護認定者等であり、公平・公正である。

6. 事業評価の総括と今後の方向性

① 上記の評価結果		② 全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠	
A 目的妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直しの余地あり	介護保険法に規定されている地域支援事業であり、現状維持が妥当である。	
B 有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直しの余地あり		
C 効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直しの余地あり		
D 公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直しの余地あり		
③ 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可		④ 担当課としての事業の方針	
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 目的再設定 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業完了		今後の改革改善案 	
⑤ 改革改善案を実施する上で解決すべき課題			

(廃止・休止・事業完了の場合は記入不要)